

## 【2024年診療報酬改定一個別改定項目について(速報)】

- ✓ 「個別改定項目」が公表されました。
- ✓ 内容が多岐に渡りますので、本書では、「基本的視点の各項目」と「トピックス」のみを記載しています。
- ✓ 今後は、(項目と点数)に注目点に移ります。詳細は、中医協の関連資料をご確認ください。

### I 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進

- I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
- ① 賃上げに向けた評価の新設
  - ② 入院基本料等の見直し
  - ③ 初再診料等の評価の見直し
  - ④ 歯科医療における初再診料等の評価の見直し
  - ⑤ 地域医療に貢献する薬局の体制確保に係る調剤基本料等の見直し
- I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進
- ① 医師事務作業補助体制加算の見直し
  - ② 特定集中治療室管理料等の見直し
  - ③ 入院中の薬物療法の適正化に対する取組の推進
  - ④ 薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上
  - ⑤ 外来腫瘍化学療法診療料の見直し
- I-3 業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
- ① ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減の取組の推進
  - ② 医療機関・薬局における事務等の簡素化・効率化
- I-4 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- ① 地域医療体制確保加算の見直し
  - ② 勤務医の働き方改革の取組の推進
- I-5 多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- ① 特定集中治療室管理料等の見直し
  - ② 看護補助体制充実加算に係る評価の見直し
  - ③ 感染対策向上加算等における専従要件の明確化
  - ④ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減の取組の推進
  - ⑤ 訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進
- I-6 医療人材及び医療資源の偏在への対応
- ① 時間外対応加算の見直し
  - ② 特定集中治療室管理料等の見直し
  - ③ 超急性期脳卒中加算の見直し
  - ④ 脳梗塞の患者に対する血栓回収療法における遠隔連携の評価
  - ⑤ DPC／PDPSの見直し
  - ⑥ 医療資源の少ない地域に配慮した評価の見直し
  - ⑦ 医療資源の少ない地域の対象地域の見直し

### II ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

- II-1 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- ① 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の見直し
  - ② 医療DX推進体制整備加算の新設
  - ③ 在宅医療における医療DXの推進
  - ④ 訪問看護医療DX情報活用加算の新設
  - ⑤ 救急時医療情報閲覧機能の導入の推進
  - ⑥ へき地診療所等が実施するD to P with Nの推進
  - ⑦ 難病患者の治療に係る遠隔連携診療料の見直し

(出所)中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## II ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進(承前)

- ⑧ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における情報通信機器を用いた診療に係る評価の新設
- ⑨ 小児特定疾患カウンセリング料の見直し
- ⑩ 情報通信機器を用いた通院精神療法に係る評価の新設
- ⑪ 情報通信機器を用いた歯科診療に係る評価の新設
- ⑫ 歯科遠隔連携診療料の新設
- ⑬ 超急性期脳卒中加算の見直し
- ⑭ 脳梗塞の患者に対する血栓回収療法における遠隔連携の評価
- ⑮ 診療録管理体制加算の見直し
- ⑯ プログラム医療機器の使用に係る指導管理の評価
- ⑰ 診療報酬における書面要件の見直し
- ⑱ 書面揭示事項のウェブサイトへの掲載
- ⑲ 医療機関・薬局における事務等の簡素化・効率化

### II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組

- ① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価
- ② 介護保険施設入所者の病状の急変時の適切な入院受入れの推進
- ③ 医療機関と介護保険施設の連携の推進
- ④ 介護保険施設及び障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し
- ⑤ リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進
- ⑥ 退院時におけるリハビリテーションに係る医療・介護連携の推進
- ⑦ 就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進
- ⑧ 入退院支援加算1・2の見直しについて
- ⑨ 在宅療養指導料の見直し
- ⑩ 認知症ケア加算の見直し
- ⑪ 入院基本料等の見直し
- ⑫ 地域包括ケア病棟入院料の評価の見直し
- ⑬ 地域包括ケア病棟の施設基準の見直し
- ⑭ 有床診療所における医療・介護・障害連携の推進
- ⑮ リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進

### II-3 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進

- ① 急性期におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の取組の推進
- ② 病態に応じた早期からの疾患別リハビリテーションの推進
- ③ 疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設
- ④ 呼吸器リハビリテーション料の見直し
- ⑤ 療養病棟入院基本料の見直し
- ⑥ 入院基本料等の見直し
- ⑦ 医療と介護における栄養情報連携の推進
- ⑧ 回復期等の患者に対する口腔機能管理の推進

### II-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価

- ① 急性期充実体制加算の見直し
- ② 総合入院体制加算の見直し
- ③ 急性期一般入院料1における平均在院日数の基準の見直し
- ④ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目及び施設基準の見直し
- ⑤ 特定集中治療室管理料等の見直し
- ⑥ ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の見直し
- ⑦ 重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化
- ⑧ 重症患者対応体制強化加算の要件の見直し
- ⑨ 短期滞在手術等基本料の評価の見直し
- ⑩ 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価
- ⑪ 主としてケアを担う看護補助者の評価の新設
- ⑫ 地域包括ケア病棟の在宅患者支援病床初期加算の見直し
- ⑬ 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価及び要件の見直し
- ⑭ 療養病棟入院基本料の見直し
- ⑮ 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準の見直し
- ⑯ 児童・思春期精神科入院医療管理料における不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価の新設
- ⑰ 障害者施設等入院基本料等の患者割合に係る要件の見直し

(出所) 中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## II ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進(承前)

- ⑮ 障害者施設等入院基本料等の見直し
- ⑯ 緩和ケア病棟における在宅療養支援の充実
- ⑰ 医療資源の少ない地域に配慮した評価の見直し
- ⑱ 医療資源の少ない地域の対象地域の見直し
- ⑳ DPC/PDPSの見直し
- ㉑ 血友病患者の治療の評価の見直し
- ④ 在宅医療におけるICTを用いた医療情報連携の推進
- ⑤ 在宅療養移行加算の見直し
- ⑥ 在宅における注射による麻薬の投与に係る評価の新設
- ⑦ 在宅における質の高い緩和ケアの提供の推進
- ⑧ 在宅ターミナルケア加算等の見直し
- ⑨ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の見直し

### II-5 外来医療の機能分化・強化等

- ① 生活習慣病に係る医学管理料の見直し
- ② 特定疾患処方管理加算の見直し
- ③ 地域包括診療料等の見直し

### II-6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組

- ① 感染対策向上加算の見直し
- ② 外来感染対策向上加算の見直し
- ③ 感染症の入院患者に対する感染対策及び個室管理の評価
- ④ サーベイランス強化加算等の見直し
- ⑤ 新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築
- ⑥ 連携強化加算(調剤基本料)の見直し
- ⑦ 新興感染症等に対応した在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の見直し

### II-7 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価

- ① 地域包括診療料等の見直し
- ② 時間外対応加算の見直し
- ③ 小児かかりつけ診療料の見直し
- ④ 継続的・定期的な口腔管理による歯科疾患の重症化予防の取組の推進
- ⑤ かかりつけ薬剤師指導料の見直し
- ⑥ 服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)の見直し
- ⑦ 薬学的なフォローアップに関する評価の見直し

### II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

- ① 介護保険施設入所者の病状の急変時の適切な往診の推進
- ② 地域における24時間の在宅医療提供体制の構築の推進
- ③ 往診に関する評価の見直し

- ⑩ 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における訪問栄養食事指導の推進
- ⑪ 包括的支援加算の見直し
- ⑫ 訪問診療の頻度が高い医療機関の在宅患者訪問診療料の見直し
- ⑬ 頻回訪問加算の見直し
- ⑭ 訪問看護ステーションにおける管理者の責務の明確化
- ⑮ 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進
- ⑯ 訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護管理療養費の見直し
- ⑰ 訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進
- ⑱ 緊急訪問看護加算の評価の見直し
- ⑲ 医療ニーズの高い利用者の退院支援の見直し
- ⑳ 母子に対する適切な訪問看護の推進
- ㉑ 訪問看護療養費明細書の電子化に伴う訪問看護指示書の記載事項及び様式見直し
- ②② 訪問看護医療DX情報活用加算の新設
- ②③ ICTを活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設
- ②④ 質の高い在宅歯科医療の提供の推進
- ②⑤ 訪問歯科衛生指導の推進
- ②⑥ 小児に対する歯科訪問診療の推進
- ②⑦ 入院患者の栄養管理等における歯科専門職の連携の推進
- ②⑧ 多様な在宅ニーズに対応した薬局の高度な薬学的管理に係る体制評価の見直し
- ②⑨ 在宅医療における薬学的管理に係る評価の新設
- ③⑩ 医療用麻薬における無菌製剤処理加算の要件の見直し
- ③① 高齢者施設における薬学的管理に係る評価の見直し

(出所) 中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## Ⅲ 安心・安全で質の高い医療の推進

- Ⅲ-1 食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応
- ① 入院時の食費の基準の見直し
- Ⅲ-2 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
- ① 一般不妊治療管理料及び胚凍結保存管理料の見直し
  - ② 外来腫瘍化学療法診療料の見直し
  - ③ 遺伝学的検査の見直し
  - ④ 抗HLA抗体検査の算定要件の見直し
  - ⑤ 人工腎臓に係る導入期加算の見直し
  - ⑥ 入院基本料等の見直し
  - ⑦ 看護補助体制充実加算に係る評価の見直し
  - ⑧ 医療安全対策の推進
  - ⑨ 手術等の医療技術の適切な評価
  - ⑩ 質の高い臨床検査の適切な評価
  - ⑪ 医療機関・訪問看護ステーションにおける明細書発行の推進
  - ⑫ 新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築
- Ⅲ-3 アウトカムにも着目した評価の推進
- ① データ提出加算及びデータ提出加算に係る届出を要件とする入院料の見直し
  - ② 回復期リハビリテーション病棟の評価及び要件の見直し
  - ③ 回復期リハビリテーション病棟における運動器リハビリテーション料の算定単位数の見直し
- Ⅲ-4 重点的な対応が求められる分野への適切な評価(小児医療、周産期医療、救急医療等)
- Ⅲ-4-1 高齢者の救急医療の充実及び適切な搬送の促進
- ① 初期診療後の救急患者の転院搬送に対する評価
  - ② 救急医療管理加算の見直し
- Ⅲ-4-2 小児医療、周産期医療の充実
- ① 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の新設
  - ② 小児特定疾患カウンセリング料の見直し
  - ③ 小児緩和ケア診療加算の新設
  - ④ 小児かかりつけ診療料の見直し
  - ⑤ 小児特定集中治療室管理料における算定上限日数の見直し
  - ⑥ 小児抗菌薬適正使用支援加算及び小児科外来診療料の見直し
  - ⑦ 医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設
  - ⑧ 入退院支援加算3の見直し
  - ⑨ 一般病棟と一体的に運用する小児入院医療管理料3の見直し
  - ⑩ 小児入院医療管理料における保育士・看護補助者の評価の新設
  - ⑪ 母体・胎児集中治療室管理料の見直し
  - ⑫ ハイリスク妊娠管理加算の見直し
- Ⅲ-4-3 質の高いがん医療及び緩和ケアの評価
- ① がん性疼痛緩和指導管理料の見直し
  - ② 緩和ケア病棟における在宅療養支援の充実
  - ③ 在宅における注射による麻薬の投与に係る評価の新設
  - ④ 在宅における質の高い緩和ケアの提供の推進
  - ⑤ 小児緩和ケア診療加算の新設
  - ⑥ 外来腫瘍化学療法診療料の見直し
  - ⑦ がん拠点病院加算の見直し
- Ⅲ-4-4 認知症の者に対する適切な医療の評価
- ① 入院基本料等の見直し
  - ② 認知症ケア加算の見直し
  - ③ 地域包括診療料等の見直し
  - ④ 認知症患者に対するかかりつけ歯科医と医師等との連携による歯科医療の推進
- Ⅲ-4-5 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価
- ① 精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援を提供する病棟の評価の新設
  - ② 地域移行機能強化病棟入院料の継続と要件の見直し
  - ③ 精神科入退院支援加算の新設
  - ④ 療養生活環境整備指導加算及び療養生活継続支援加算の見直し
  - ⑤ 通院・在宅精神療法の見直し及び早期診療体制充実加算の新設
  - ⑥ 児童思春期支援指導加算の新設
  - ⑦ 心理支援加算の新設
  - ⑧ 精神科在宅患者支援管理料の見直し

(出所)中医協 総-1「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## Ⅲ 安心・安全で質の高い医療の推進(承前)

### Ⅲ-4-6 難病患者に対する適切な医療の評価

- ① 難病患者の治療に係る遠隔連携診療料の見直し
- ② 遺伝学的検査の見直し

### Ⅲ-5 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進

- ① 生活習慣病に係る医学管理料の見直し
- ② 特定疾患処方管理加算の見直し
- ③ 地域包括診療料等の見直し
- ④ 慢性腎臓病の透析予防指導管理の評価の新設
- ⑤ 薬学的なフォローアップに関する評価の見直し

### Ⅲ-6 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進

- ① 医科歯科連携の推進
- ② 回復期等の患者に対する口腔機能管理の推進
- ③ 歯科疾患に対する周術期等口腔機能管理の見直し
- ④ 医歯薬連携の推進
- ⑤ ライフステージに応じた口腔機能管理の推進
- ⑥ 客観的な評価に基づく歯科医療や口腔機能管理の推進
- ⑦ 認知症患者に対するかかりつけ歯科医と医師等との連携による歯科医療の推進
- ⑧ かかりつけ歯科医と学校関係者等の連携の促進
- ⑨ 歯科治療環境への適応が困難な患者に対する評価の見直し
- ⑩ う蝕の重症化予防の推進
- ⑪ 歯周病の重症化予防の推進
- ⑫ 歯科衛生士による実地指導の推進
- ⑬ 情報通信機器を用いた歯科診療に係る評価の新設

### ⑭ 歯科遠隔連携診療料の新設

### ⑮ 歯科固有の技術の評価の見直し

### Ⅲ-7 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価

- ① 薬局薬剤師の業務実態及び多職種連携のニーズに応じた薬学管理料の見直し
- ② 薬学的なフォローアップに関する評価の見直し
- ③ 薬局における嚥下困難者製剤加算及び自家製剤加算の薬剤調製に係る評価の見直し
- ④ 外来腫瘍化学療法診療料の見直し
- ⑤ 入院中の薬物療法の適正化に対する取組の推進
- ⑥ 薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

### Ⅲ-8 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進

- ① 調剤基本料の見直し
- ② 地域支援体制加算の見直し
- ③ 休日・深夜加算の見直し
- ④ いわゆる同一敷地内薬局に関する評価の見直し
- ⑤ 連携強化加算(調剤基本料)の見直し

### Ⅲ-9 医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

- ① 長期収載品の保険給付の在り方の見直し
- ② 医薬品取引状況に係る報告の見直し
- ③ プログラム医療機器についての評価療養の新設

## Ⅳ 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

### Ⅳ-1 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等

- ① 医療DX及び医薬品の安定供給に資する取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編
- ② バイオ後続品の使用促進

- ③ 長期収載品の保険給付の在り方の見直し
- ④ 再製造単回使用医療機器の使用に対する評価
- ⑤ プログラム医療機器の使用に係る指導管理の評価

(出所) 中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成されたものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましても、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## IV 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上(承前)

- IV-2 費用対効果評価制度の活用
- IV-3 市場実勢価格を踏まえた適正な評価
  - ① 実勢価格等を踏まえた検体検査等の評価の適正化
  - ② 人工腎臓の評価の見直し
  - ③ 検査、処置及び麻酔の見直し
- IV-4 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- IV-5 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
- IV-6 外来医療の機能分化・強化等
- IV-7 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
- IV-8 医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
  - ① 入院中の薬物療法の適正化に対する取組の推進
  - ② 医療DX及び医薬品の安定供給に資する取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編
  - ③ 投薬用の容器に関する取扱いの見直し
- IV-9 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進

## トピックス

### ▶ 賃上げに向けた評価

- 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(医科):勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価等新設
  - 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
  - 外来・在宅ベースアップ評価料(II)他

### ▶ 基本診療料関連

- 初診料/再診料/外来診療料
- 各種入院基本料

### ▶ 急性期関連(公益裁定あり)

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目、患者割合、施設基準の見直し
- 急性期一般入院料1→平均在院日数の見直し
- 急性期一般入院料1(他7対1)→該当患者の基準・割合の基準の見直し
  - 「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上
  - 「A2点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上の両方を満たす
- 重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価
  - 許可病床数200床未満の保険医療機関:急性期一般入院料1を算定する病棟(電子カルテシステムを導入していない場合を除く。)
  - 許可病床数200床以上400未満の保険医療機関:急性期一般入院料2・3を算定する病棟
  - 救命救急入院料2・4を算定する治療室
  - 特定集中治療室管理料を算定する治療室
- 救急患者連携搬送料の新設に伴い、急性期一般入院料における在宅復帰率に関する施設基準を見直し

(出所)中医協 総-1「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等に留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## ▶ 地域包括医療入院料(新設)

- 地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価
- 地域包括医療入院料
- 初期加算・看護補助体制加算・リハビリテーション栄養・口腔連携体制加算

## ▶ 緊急患者連携搬送料(新設)

- 第三次救急医療機関等に救急搬送された患者について連携する他の医療機関でも対応が可能と判断する場合に、連携する他の医療機関に看護師等が同乗の上で転院搬送する場合の評価を新設

## ▶ 回復期リハビリテーション病棟関連

- 回復期リハビリテーション病棟の要件及び評価を見直し(アウトカム)
- 回リハ病棟入院料1・2の評価の見直し
- 回リハ病棟入院料→入退院時の栄養状態の評価にGLIM基準を用いる(要件)
- 回リハ病棟入院料2~5→GLIM基準を用いること(望ましい)
- 回リハ病棟入院料1・2→専従の社会福祉士の配置(要件)
- 回リハ病棟入院料1・2→地域貢献活動に参加すること(望ましい)
- 回リハ病棟入院料1・3→FIMの測定に関する院内研修を行う(要件)
- 回リハ病棟1~5→FIMを定期的に測定すること(要件)
- 回リハ病棟入院料1・2→口腔管理の体制が整備されていること
- 回リハ病棟入院料の体制強化加算1・2を廃止
- 回リハ病棟入院料1~5→40歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上げに資する措置として評価を見直し

## ▶ 地域包括ケア病棟関連

- 入院期間に応じた評価に見直し
- 訪問看護に係る実績の基準を見直し
- 在宅復帰率等の対象患者から、短期滞在手術等基本料3を算定する患者及び短期滞在手術等基本料1の対象手術を実施した患者を除く。在宅復帰率の計算方法を改める

## ▶ 療養病床関連

- 医療区分の見直し→疾患・状態と処置等による評価へ(疾患・状態に係る3つの医療区分・処置等に係る3つの医療区分・3つのADL区分に基づく27分類及びスモンに関する3分類の合計30分類の評価へ)
- 中心静脈栄養の評価を見直し
- 適切なリハビリテーションへ要件を見直し
- 経過措置の廃止
- 適切な経腸栄養の管理の実施について、新たな評価を行う
- 医療区分、ADL区分ともに1である入院料27(現行の入院料I)について、1日につき2単位を超える疾患別リハビリテーション料を包括範囲に含める
- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえた意思決定支援を実施した上で、新たに経腸栄養を開始した場合に一定期間算定可能な経腸栄養管理加算を新設

## ▶ その他

- 人員の配置等の加算
- 医師事務作業補助体制加算
- 情報化・ICT・医療DX対応の加算
- 処置及び手術に係る休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1について要件を見直し
- 看護補助体制充実加算→定着に向けた取組・看護補助者の経験年数に着目した評価を新設。身体的拘束の実施に着目した評価へ
- 時間外の電話対応等→非常勤職員等が対応し、医師に連絡した上で、当該医師が電話等を受けて対応できる体制の評価

(出所) 中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等に留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## ▶ その他(承前)

- 入退院支援加算1・2の見直し
- 生活習慣病管理料→要件・評価を見直し。  
特定疾患療養管理料の対象患者を見直し
- 地域包括診療料等の要件・評価を見直し
- 口腔管理の見直し
- 医療機関と介護施設の各種連携等の評価
- 往診・在宅医療の見直し
- 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の見直し(1人・9人以下・19人以下・49人以下・その他)
- 精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援を提供する精神病棟について、新たな評価を行う→精神科地域包括ケア病棟入院料(新設)
- 地域移行機能強化病棟入院料→当該入院料の要件を見直す。届出期間を延長する
- 精神病床における入退院支援→新たな評価を行う。既存の退院支援の評価の見直し
- DPCの評価値系の見直し
- リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算の新設。ADL維持向上等体制加算を廃止
- 入院時食事療養(Ⅰ)・(Ⅱ)の費用の額及び入院時生活療養(Ⅰ)・(Ⅱ)のうち食事の提供→1食当たり30円引き上げる

## (公益裁定)

### 急性期一般入院料1／重症度、医療・看護必要度

- **急性期一般入院料1**における平均在院日数並びに一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価項目及び該当患者割合の基準等について
- 平均在院日数の基準は16日以内
- 重症度、医療・看護必要度: 該当患者割合の基準を2つに区分
  - － 該当患者割合①(「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する患者の割合)→20%
  - － 該当患者割合②(「A2点以上」又は「C1点以上」に該当する患者の割合)→27%
- 重症度、医療・看護必要度の見直し
  - － 救急搬送後の入院／緊急に入院を必要とする状態→2日
  - － 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)→3点
  - － その他

### 該当患者割合の基準

|   |  |               |
|---|--|---------------|
| 急性期一般入院料1                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する患者→20%</li> <li>● 「A2点以上」又は「C1点以上」に該当する患者→27%</li> </ul> |               |
| —   | 重症度、医療・看護必要度Ⅰ  | 重症度、医療・看護必要度Ⅱ |
| 急性期一般入院料2                                   | 22%  | 21%           |
| 急性期一般入院料3                                   | 19%  | 18%           |
| 急性期一般入院料4                                   | 16%  | 15%           |
| 急性期一般入院料5                                   | 12%  | 11%           |
| 「A2点以上」かつ「B3点以上」、「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する患者の割合 |  |               |

(出所) 中医協 総-1 「個別改定項目について」(2024/1/31) 及び「急性期一般入院料1における平均在院日数並びに一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価項目及び該当患者割合の基準等について」(2024/1/31) を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成



## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future